

医療法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和四年三月十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第六十八号

医療法施行令の一部を改正する政令

内閣は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第三十条の十五第一項並びに」を削り、「第三十条の十六第二項」の下に「第三十条の十八の二第一項並びに第三十条の十八の四第二項及び第四項」を加え、同条第三項中「第三十条の十五第一項及び」を削り、「第三十条の十六第二項」の下に「第三十条の十八の二第一項並びに第三十条の十八の四第二項及び第四項」を加える。

附 則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

厚生労働大臣 後藤 茂之
内閣総理大臣 岸田 文雄